

農業用機械等を導入したい(3)

いわて地域農業マスタープラン実践支援事業（県費・市費）

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

地域農業マスタープラン等の実現のため、岩手県と市町村で補助を行い、次の目的の達成に向けて支援を行う、岩手県独自の事業です。

- (1)担い手の育成…園芸や畜産等の中心経営体の確保及び育成を行う。
- (2)6次産業化の促進…地域資源を活用した6次産業化を促進させる。

対象者は？

3戸以上の農家で構成される法人や農協の部会、集落営農組織等が対象です。

どのような事業内容？

事業の目的や内容により次の3種類に区分されています。(次ページ一覽参照)

- (1)担い手育成型…①園芸や畜産等 ②土地利用型作物
- (2)6次産業型 …③流通・加工処理施設整備

交付条件は？

組織の構成員が地域農業マスタープランに掲げられた中心経営体となっているか、又は中心経営体で構成員の過半を占めている必要があります。

手続はどうするの？

- (1)事業要望書の提出 ※要望調査は導入年の前年に実施します。
- (2)事業計画書の提出
- (3)申請書の提出
- (4)事業の実施
- (5)請求書の提出

導入機械・施設

主に園芸用管理機、防除機、定植機、収穫機、皮むき機、結束機、ビニールハウス、畜舎、堆肥舎等が対象です。

区分別条件一覧

	担い手育成型			6次産業型
	園芸や畜産等		土地利用型 作物	流通・加工 処理施設整備
	(通常)	(特例)		
対象者	3戸以上の農家で構成される組織等	組織化が困難で一定要件を満たしている、1戸以上の中心経営体	中心経営体である集落営農組織(法人除く)	中心経営体である法人、中心経営体で組織する団体等
事業	生産管理用機械、ビニールハウス、簡易牛舎、堆肥舎、農畜産物加工機械、簡易基盤整備等		米、麦、大豆、そばの栽培	流通や加工処理に用いる施設の整備
補助率	事業費の1/2 (県1/3、市1/6)	事業費の3/10 (県1/5、市1/10)	事業費の3/10 (県1/5、市1/10)	事業費の1/2 (県1/3、市1/6)
補助対象事業費の 上限額	2,000万円 牛舎は5,000万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円